

ふだんのくらししあわせプラン～住之江区地域福祉計画（Ver1.1）～改定の概要について

項目	課題	取り組み
各地域	高齢者の把握と見守り ※第1-1～14に該当	※全地域共通追加事項 ・H27年度からの市による「地域における見守りネットワーク強化事業」に基づき地域へ提供される要援護者名簿の活用
	【新規】子育てサロンの活動及び主任児童委員の周知	※住之江区除く全地域共通 ・子育てサロンについて、周知不足や主任児童委員の認知度が低いため参加者が伸びず、閉じこもりがちの人々に来てほしいことなど
区全体	支援を必要とする高齢者の把握と見守り/地域における要援護者の見守りネットワーク強化 ※第2-1-(1)-ア/第2-2-(1)-アに該当	※追加事項 ・H27年度からの「地域における見守りネットワーク強化事業」に基づく要援護者名簿を地域で活用していくための地域の見守り活動の活性化と見守り体制づくり
	地域包括ケアシステムの構築と在宅医療・介護連携 ※第2-1-(1)-イ/第2-2-(1)-イに該当	※追加事項 ・ICTを活用した情報共有、多職種研修の開催、訪問診療の支援、啓発活動、相談支援窓口の設置
	高齢者などで移動に制約がある方への支援/移動に制約がある方への福祉的交通手段確保及び買物弱者への対応 ※第2-1-(1)-エ/第2-2-(1)-エに該当	※追加事項 ・H27年度からの「生活支援コーディネーター配置事業」に基づく地域活動の担い手発掘に向けての取り組み推進
区全体	子ども・子育て支援 ※第2-1-(3)/第2-2-(3)に該当	※追加事項 ・子育てサロンの参加者が伸びないこと、閉じこもりがちの人々に来てほしいことなど
	低所得者への支援 ※第2-1-(4)/第2-2-(4)に該当	※追加事項 ・H27年度から生活困窮者自立支援事業を開始したが、生活困窮者自立支援窓口と生活保護受付面接担当とのスムーズな連携、及び区内の支援・相談機関、ネットワーク推進員、民生委員・児童委員等との連携、制度・窓口の周知が必要なこと
福祉担い手の確保 ※第2-1-(5)-ア/第2-2-(5)-アに該当	※追加事項 ・介護事業所の人材不足	※追加事項 ・区内の介護事業所の人材不足の緩和と、生活保護受給者等の就労自立に資するため、平成28年度新規事業「介護人材就労コーディネート事業」を実施
虐待を防止するための見守り/虐待防止あつたかネットプロジェクトの推進 ※第2-1-(5)-イ/第2-2-(5)-イに該当	※追加事項 ・虐待防止だけでなく孤立死防止や認知症の方への支援など広い意味での見守りを進めていくためのサポートの資質向上等の取り組みという地域ニーズに応えうる事業のあり方の検討	※追加事項 ・H28年度から「虐待防止あつたかネット事業」を「見守りあつたかネット事業」に再構築し、コーディネーターを配置して、地域の見守り活動の活性化・体制構築及び虐待防止に資する研修等の開催
これからの地域 ※第2-1-(6)/第2-2-(6)に該当	※追加事項 ・会議体に参画する地域関係者や事業者の負担軽減のための既存会議体の活用など	※削除事項 ・「ふだんのくらししあわせプラン策定・推進委員会」を立ち上げて、本プランの進捗管理、改定、推進を図る ・同委員会により「地域福祉推進大会」を開催 ※追加事項 ・区政会議福祉・健康部会に専門分野別会議関係者を入れた会議体により本プランの進捗管理、改定、推進を図る ・実行委員会方式により「地域福祉推進大会」を開催